

## 4月1日から 障害者自立支援法が施行

# 障がい者福祉制度が大きく変わります

今まで三障がい（身体・知的・精神）は、別々の法律に基づき福祉サービスが提供されてきましたが、「障害者自立支援法」の成立により、どの障がいの人も同じ制度で同じサービスが受けられるようになりました。そこで、本号では新しい障がい者福祉制度の概略についてお知らせします。



### 1. 障害者自立支援法のポイント

次に掲げる5項目は、障害者自立支援法の柱となるものです。障がいや地域の違いによる格差を解消し、障がい者の暮らしやすい地域社会を推進することを目的としています。

障がいの福祉サービスを一元化  
障がいの種別・年齢にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの仕組みを一元化します。

サービス費用を全て支え合う仕組みの強化  
増大する福祉サービスなどの費用を、皆で支え合う仕組みを推進します（原則として費用の1割を負担していただきます）。

支給決定の仕組みを透明化・明確化  
介護給付の支給決定にあたり、障がい程度とサービス内容を適正に判定する第三者機関として、審査会を設置します。

就労支援を抜本的に強化  
新たな就労支援事業を創設するとともに、働く意欲と能力のある障がい者が、企業などで働けるように支援を強化します。

利用しやすいサービス体系  
これまでの複雑な施設・事業体系を改めるとともに、地域生活支援や重度障がい者を対象としたサービスを創設し、利用者の身近なところでサービスが受けられるようにします。

## 2. 障がい者自立支援法によるサービス体系

これまで「障がいの種類」「在宅か施設」などによるサービスの提供から、「機能」「目的別」にサービス体系を再編し、どんなサービスが必要かを考慮した、きめ細かい対応が可能となり、総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援します。

### 障がい福祉サービス

（4月から始まります）

#### 介護給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護  
行動援護 重度障害者等包括支援  
児童デイサービス 短期入所（ショートステイ）  
療養介護 生活介護  
施設入所支援 共同生活介護（ケアホーム）

#### 訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

自立訓練 就労移行支援 就労継続支援  
共同生活援助（グループホーム）

### 障がい者・児

### 自立支援医療

（4月から始まります）

障がいの種類や年齢により決められていた医療費の仕組みが一本化されます。

### 補装具費の支援

（10月から始まります）

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市区町村などが負担します。所得に応じた自己負担の上限額を設定します。

### 地域生活支援事業

（10月から始まります）

市区町村が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

相談支援事業 コミュニケーション事業（手話通訳など） 日常生活用具の給付 移動支援事業

### 3. サービス利用のしかた

#### 1 相談

市または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は市に申請します。



#### 2 申請・調査

申請用紙に必要事項を記入して市区町村に申請します。続いて現在の生活や障がいの状況についての調査(アセスメント)が行われます。



#### 3 審査・判定

調査の結果をもとに市で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か(障がい程度区分)が決められます。



#### 4 認定・通知

障がい程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

**受給者証**  
サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので大切に扱きましょう。

#### 6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

#### 5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選んで契約します。必要であれば相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。

### 5. 自立支援医療費

これまでの精神医療費公費負担と更生医療、育成医療が一本化され、自立支援医療となり、指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割を自己負担します。また、入院時の食事代(標準負担額相当)についても自己負担となります。ただし、所得などに応じて負担上限額が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにしています。なお、自立支援医療の支給を受けるには、あらかじめ市・県に申請し、承認されることが必要です。

障害者自立支援法、障がい者福祉制度などについて、くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

### 4. 障がい福祉サービスを利用したときにかかる費用

原則としてサービスを利用したら、費用の1割を支払います。また、通所サービスや入所サービスを利用する場合は、食費や光熱水費が実費となります。

#### 利用者負担の軽減措置

負担が重くなり過ぎないようにさまざまな軽減措置が設けられています。

所得に応じて負担上限額が決められています(下表参照)

収入・資産が一定以下の人には、個別・社会福祉法人の減免があります。

同じ世帯に複数の利用者がある場合、合算した額が上限額を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給されます。

低所得の人は、申請により食費や光熱水費の補足給付が支給されます。

自己負担額の上限額(障害福祉サービス)

| 区分   | 対象となる人                                | 上限額(月額) |
|------|---------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯の人                              | 0円      |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯で、障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人 | 15,000円 |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯で低所得1に該当しない人                  | 24,600円 |
| 一般   | 市民税課税世帯の人                             | 37,200円 |